

“可能性への挑戦”

金田会計事務所通信

【準備なきものは滅びる】

今年「想定外の年」として記憶されるのではないのでしょうか。大震災による被害の悲惨さと原発事故を発端とする放射能問題、輪をかけた政治的混乱、最高益を叩き出すとした企業業績の下振れ、アメリカ、ヨーロッパの金融不安などの混沌とした状況を誰が予想したでしょうか。しかし、リーダーとしての経営者には「想定外」という言葉で済ましてしまうことはできません。何が問題かと「問題提起」に終わるだけでなく、どのようにしなければならないかという「問題解決」をしなければならないからです。そして着実に実行しなければなりません。その結果、「想定外」という言葉(いいわけ)を発することはないはずで

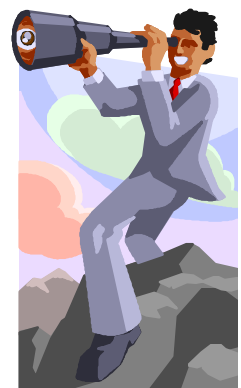
す。もう一つの「想定外」を言うなら、なでしこジャパンのワールドカップ優勝でしょう。同じく誰がこの結果を予想していたでしょうか？しかし、監督、選手たち当事者は優勝するための準備を確実にこなしてきた結果であって彼らには「想定外」という言葉(きせき)はなかったはずで

この2種類の出来事はまったく逆の結果であったかもしれませんが、実は同じことであるように思えます。

なでしこジャパンの優勝の原動力は、「団結力」、「明るさ」、「あきらめない心」、「ひたむきさ」などの言葉で表現されますが、明かされるエピソードからは「**しっかりとした準備**」こそが勝利の**秘訣**ではないでしょうか。あらゆる結果、現象に対して「大変だった」、「良かった」という感想だけでは単なる見物人、傍観者になってしまいます。「**準備なき者は滅びる**」と言うように勝つための準備、負けないための準備はどれだけ重要なことでしょうか。

かつての職場で、出たとこ勝負という猛者を見ると私にはとても不安でしかたありませんでした。その勇氣は買いますが、税理士業としては向いていないと言えます。しっかりとした準備を整えてもなお、問題は生じるのですからそのときにその勇氣を使うべきであり、最初からだと力を使い果たしてしまいそうです。

「未曾有」、「想定外」という言葉を使うのは止めにしましょう。たとえその前には無力に思えるほどの力や時代の流れが押し寄せようとも、再び立ち上がり、戦い続ける私たちにはふさわしくない言葉ですから。



平成23年度税制改正はこうなった



大震災と国会の混乱の影響でたなごらしにされていた平成23年度税制改正法案が一部分離して6月30日に公布・施行されました。既に第22号でお知らせした内容は一部では期間の修正等はありませんでしたが、原案通りに、一部では継続審議となっています。では、どのように変わり、施行され、成立していないものはどれかを解説してゆきます。

6月30日に施行された税制改正

【消費税の免税制度の見直し】(増税)

- ① 従来、課税売上割合(売上のうち消費税の対象となるものの占める割合)が95%以上であれば、仕入経費に係る消費税は全額控除できましたが、課税売上高が5億円超の事業者には適用しません(平成24年4月1日以降に開始する事業年度から適用)。⇒ 売上高が5億円超の事業者は納付する消費税額が増加することとなると見込まれます。
- ② 消費税の免税事業者の判定については、前事業年度開始から6ヶ月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合は免税を適用しません(平成25年1月1日以降に開始する事業年度から適用)。⇒ H24年1月1日以降に設立した新設法人の2年間の消費税免税が1年のみになる場合が増えます。

【雇用促進税制の新設】(減税)

青色申告法人で公共職業安定所へ雇用促進計画の提出を行ったものが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に、従業員のうち雇用保険の被保険者の数が前事業年度に比べ10%以上、かつ、5人以上(中小企業者は2人以上)増加したとの確認を受けたものは、増加した雇用保険の被保険者の数に20万円を乗じた税額を法人税額(当期の法人税額の10%を限度とし、中小企業者は20%を限度)から控除します。

【公的年金等の申告不要】

その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得が20万円以下の居住者は確定申告書の提出を要しない。(平成25年1月1日以後から適用)

【その他】

☆中小企業者等の法人税率の特例(年800万円以下の所得に対しては18%)を平成24年3月31日までに終了する事業年度まで延長する。

☆特定の資産の買換えも課税の特例(対象を一部廃止し、平成26年3月31日まで延長)等々

継続審議中の税制改正(主なもの)

【法人税率の引き下げ】(減税)

普通法人の法人税率を現行の30%から**25.5%に引き下げ**。(中小企業については、800万円までの所得を、現行の22%から**15%**)

【欠損金の繰越控除の延長及び制限】(増税? 減税?)

青色欠損金の繰越控除金額をその事業年度の所得金額の**80%に制限**(中小企業を除く)。
青色欠損金の繰越控除期間を7年から9年に延長。

【減価償却制度の定率法の償却率、寄付金の損金算入制度の縮小等】(増税)

- ① 減価償却資産の定率法の償却率を、250%定額法から**200%定額法にと縮小**。
- ② 一般寄付金の損金算入限度額を現行の**1/2に半減**。

【給与所得控除の見直し】(ほぼ増税)

- ① 給与収入金額が1,500万円を超える場合の**給与所得控除額は245万円を上限**する。
- ② **役員給与**をその給与収入金額が2,000万円を超える場合の給与所得控除額を**大幅に減らす**。
- ③ 特定支出控除の範囲の拡大

【退職所得課税の見直し】(増税)

役員等としての勤務年数が**5年以下の者の退職所得の2分の1軽減を廃止**

【成年扶養控除の見直し】(増税)

38万円の**成年扶養控除**(扶養親族のうち、年齢23歳以上70歳未満の者が該当)は心身の障害の事情を抱える親族等を除き、合計所得が**400万円を超える者については、控除はできない**。

【相続税の基礎控除・税率等の見直し】(ほぼ増税)

- ① 相続税の基礎控除額を(3,000万円+600万円×法定相続人の数)へと縮小。
- ② 相続税の死亡保険金の非課税制度の対象者を未成年者、障害者、被相続人と生計を一にしていた者に限る。
- ③ 未成年者控除を20歳までの1年につき6万円を**10万円**、障害者控除を85歳までの1年につき6万円を**10万円**にそれぞれ増額する。
- ④ 相続税の税率見直し(2億円超部分の変更)

《現行》

《改正》

3億円以下	40%
3億円超	50%



2億円以下	40%
3億円以下	45%
6億円以下	50%
6億円超	55%

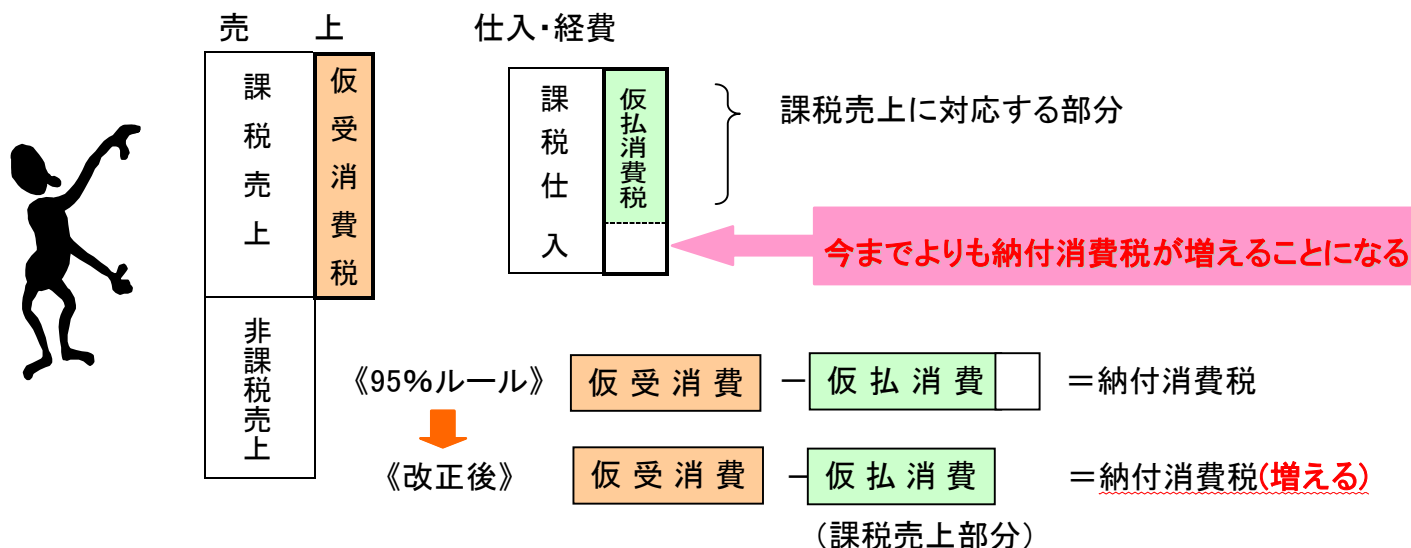
結果として、今年に発生した相続については旧来どおりの扱いとなり、増税が免れる一方、法人税の減税は受けることができません。今後は東日本大震災の復興財源としての増税が予定されているため、さらに不透明なものとなっています。

消費税の課税売上割合による計算の見直しについて

今回成立した平成 23 年度税制改正のうち、消費税の課税売上割合による特別計算（いわゆる 95%ルール）の見直しについて解説します。

【具体的には？】

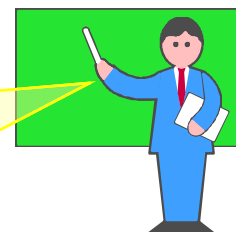
課税売上割合（課税売上と非課税売上の合計のうち、課税売上が占める割合）が 100%未満の場合、つまり売上や雑収入等の中に、土地の売買・貸付、受取利息、居住用住宅の貸付などによる**非課税収入がある課税事業者**は非課税売上に対応する費用の仮払消費税額は控除対象にしないということです。（図参照）



【経理処理はどうかわる？】

非課税売上が少ない（つまり課税売上割合が95%以上）場合は仕入・経費に係る消費税を控除することができましたが、改正により非課税売上が 1 円でもある場合は直接課税売上にかかわる仕入・経費の消費税しか控除できなくなるため、仕入・経費の消費税を**課税対応、非課税対応、共通対応**の3つに分けた経理処理をしなければならないため、煩雑になります。

課税売上が 5 億円を超える事業者は平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からの経理処理についてはくれぐれも気をつけてください。不明な点があればお気軽に相談下さい。なお、解説は単純化して説明しています。



相続税についてのセミナーの様子

金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町 3 丁目 4 番 5 号

本丸田ビル 3 階 （1 階阪急そば）

TEL (06)6264-3328

FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikai.com

URL : http://kaikai.asia/



当事務所は 8 月 12 日（木）～8 月 16 日（月）迄 夏期休暇とさせていただきます